

岩徳地域森林計画変更書

(岩徳森林計画区)

平成30年12月変更

計画期間

自平成29年4月1日

至平成39年3月31日

山 口 県

【変更の理由】

森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画に定める次に掲げる事項について変更する。

なお、下記以外については、従前の計画書のとおりである。

【変更する計画事項】

- 1 II 計画事項『第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項』
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 2 II 計画事項『第3 森林の整備に関する事項』
 - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- 2 II 計画事項『第4 森林の保全に関する事項』
 - 2 保安施設に関する事項

- 3 II 計画事項『第6 計画量等』
 - 1 間伐立木材積その他伐採立木材積
 - 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
 - 4 林道の開設及び拡張に関する計画
 - 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

【目次】

Ⅱ 計画事項

| | | |
|-----|------------------------------------------------|---|
| 第2 | 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 1 |
| 1 | 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | |
| (1) | 森林の整備及び保全の目標 | 1 |
| (3) | 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 | 2 |
| 第3 | 森林の整備に関する事項 | 3 |
| 2 | 造林に関する事項 | 3 |
| (1) | 人工造林に関する指針 | 3 |
| 6 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 | 3 |
| (1) | 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 | 3 |
| (4) | 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 | 4 |
| 第4 | 森林の保全に関する事項 | 4 |
| 2 | 保安施設に関する事項 | 4 |
| (3) | 治山事業の実施に関する方針 | 4 |
| 第6 | 計画量等 | |
| 1 | 間伐立木材積その他の伐採立木材積 | 5 |
| 3 | 人工造林及び天然更新別の造林面積 | 5 |
| 4 | 林道の開設及び拡張に関する計画 | 5 |
| 5 | 保安林整備及び治山事業に関する計画 | 6 |

II 計画事項

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣によるの被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

なお、各機能に応じた望ましい森林の姿については、次表のとおりとする。

| 森林の機能 | 望ましい森林の姿 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養機能 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林 |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能 | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林 |
| 保健・レクリエーション機能 | 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林 |
| 文化機能 | 史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林 |
| 生物多様性保全機能 | 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 |
| 木材等生産機能 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林 |

注1 生物多様性保全機能は、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であるが、ここでは属地的に発揮が認められるものについて定めることとする。

- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることから、ここでは定めない。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：h a 蓄積：m³/h a)

| 区分 | | 現況 (平成28年度末) | 計画期末 (平成38年度末) |
|------|-------|-----------------|-------------------|
| 面積 | 育成単層林 | 67,704 | <u>66,568</u> |
| | 育成複層林 | 1,636 | 2,986 |
| | 天然生林 | 80,480 | <u>80,266</u> |
| | 計 | 149,820 | 149,820 |
| 森林蓄積 | | 306 | <u>368</u> |

注 育成単層林、育成複層林及び天然生林の区分

- ① 育成単層林
森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{※1}により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- ② 育成複層林
森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ③ 天然生林
主として天然力^{※3}を活用することにより成立させ維持される森林^{※4}。
- ※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと
- ※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの
- ※3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう
- ※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において、適確な更新の確保を図るために行うこととする。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大にあたっては、市町、森林組合等との緊密な連携のもと、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託などにより施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせんや地区意見交換会等を通じた合意形成等により、長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図る。

さらに、これらの取組に加え、森林経営管理制度を円滑に運用し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進するため、森林組合等の林業関係者と共通認識を図り、地域全体で取組が進むよう、推進体制を整備するとともに、市町の実情に即した推進方策を定め、地元説明会や意向調査等を行うなど、意欲と能力のある林業経営者への森林の集積に向けた取組を段階的に実施する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材加工・流通体制の整備

木材加工・流通体制の整備については、地域の状況を踏まえて、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備努める。

また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、必要に応じて、生物多様性の保全に努めることとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3 面積：ha)

| 区分 | 総材積 | | | 主伐材積 (面積) | | | 間伐材積 (面積) | | | |
|----|-----|-------|-------|--------------|------------------|------------------|----------------|-------------------|-------------------|---|
| | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | |
| 総数 | 総数 | 2,834 | 2,706 | 128 | 1,135 (3,034) | 1,007 (1,904) | 128 (1,130) | 1,699 (28,469) | 1,699 (28,469) | — |
| | 前期 | 1,344 | 1,291 | 53 | 530 (1,384) | 477 (914) | 53 (470) | 814 (13,959) | 814 (13,959) | — |
| | 後期 | 1,490 | 1,415 | 75 | 605 (1,650) | 530 (990) | 75 (660) | 885 (14,510) | 885 (14,510) | — |

注 面積は、各伐採立木材積を単位面積当たり材積で割り戻した参考値である。

2 間伐面積(再掲)

(単位 面積：ha)

| 区分 | 間伐面積 |
|----|--------|
| 総数 | 28,469 |
| 前期 | 13,959 |
| 後期 | 14,510 |

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

| 区分 | 総数 | 人工造林 | 天然更新 |
|----|-------|-------|------|
| 総数 | 3,034 | 2,118 | 916 |
| 前期 | 1,384 | 968 | 416 |
| 後期 | 1,650 | 1,150 | 500 |

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設計画

(単位 延長：km 面積：ha 材積： m^3)

| 番号 | 種類 | 区分 | 位置 (市町) | 路線名 | 延長 | 利用区域 面積 | 前後 期別 | 備考 |
|----|----|-------|------------|----------|------|------------|----------|----|
| | | 総数 | | 18路線 | 39.6 | | | |
| | | 前期 | | 18路線 | 30.4 | | | |
| | | 後期 | | 2(2)路線 | 9.2 | | | |
| | | | 周南市 | 計 3路線 | 4.9 | 1,330 | | |
| 2 | | 林業専用道 | 〃 | 緑山1号線 | 1.0 | 17 | 前 | 追加 |
| 3 | | 林業専用道 | 〃 | 緑山2号線 | 0.9 | 36 | 前 | 追加 |

注 前期・後期ともに計画する路線数を()書する。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：h a)

| 保安林の種類 | 面積 | | 備考 |
|------------------|---------------|---------------|----|
| | 前期 | 後期 | |
| 総数（実面積） | <u>25,638</u> | <u>27,561</u> | |
| 水源の涵養のための保安林 | <u>15,075</u> | <u>15,842</u> | |
| 災害防備のための保安林 | <u>10,247</u> | <u>11,400</u> | |
| 保健、風致の保存等のための保安林 | <u>1,451</u> | <u>1,454</u> | |

注 2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、総数と内訳の合計は合致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：h a)

| 指定 解除別 | 種類 | 森林の所在 | 面積 | | | 指定又は解除を必要とする理由 | 備考 |
|-----------|-----------|----------|--------------|--------------|--------------|------------------------|----|
| | | | 総数 | 前期 | 後期 | | |
| 指定 | 総数 | | <u>3,814</u> | <u>1,891</u> | <u>1,923</u> | 保安林の指定に相当する理由が認められるため。 | |
| | | 水源かん養保安林 | 総数 | <u>1,708</u> | <u>941</u> | | |
| | | 岩国市 | <u>1,035</u> | <u>569</u> | <u>466</u> | | |
| | | 周南市 | <u>673</u> | <u>372</u> | <u>301</u> | | |
| | 土砂流出防備保安林 | 総数 | <u>2,101</u> | <u>948</u> | <u>1,153</u> | | |
| | | 岩国市 | <u>851</u> | <u>383</u> | <u>468</u> | | |
| | | 和木町 | <u>5</u> | <u>2</u> | <u>3</u> | | |
| | | 柳井市 | <u>320</u> | <u>144</u> | <u>176</u> | | |
| | | 周防大島町 | <u>54</u> | <u>24</u> | <u>30</u> | | |
| | | 上関町 | <u>17</u> | <u>8</u> | <u>9</u> | | |
| | | 田布施町 | <u>20</u> | <u>9</u> | <u>11</u> | | |
| | | 平生町 | <u>11</u> | <u>5</u> | <u>6</u> | | |
| | | 下松市 | <u>296</u> | <u>134</u> | <u>162</u> | | |
| | | 光市 | <u>123</u> | <u>56</u> | <u>67</u> | | |
| | | 周南市 | <u>404</u> | <u>183</u> | <u>221</u> | | |
| | 保健保安林 | 総数 | <u>5</u> | <u>2</u> | <u>3</u> | | |
| | | 周南市 | <u>5</u> | <u>2</u> | <u>3</u> | | |
| 解除 | 必要に応じて行う。 | | | | | | |